



春日井市立坂下中学校での生活

1. 基本的生活習慣を確立するために

(1) 時間を守る

① 始業時間

(ア) 7時45分から8時15分までに昇降口を通る。

(イ) 8時20分までに荷物を片づけ着席する。20分までに着席していない場合は遅刻とする。

② 授業の始まりと終わり

(ア) ミュージックで着席をして学習の態勢を整え、チャイムと同時に授業が開始できるようにする。

(イ) 終わりのチャイムが鳴るまで教室を出ない。(帰りのST時、給食時と同じ。)

(ウ) 4時間目終了後は、10分着席を行う。(給食準備中は放課ではない。)

③ 清掃時間

(ア) 片付けの音楽が鳴るまでは担当の清掃場所で活動する。

(イ) 片付け終了後は速やかに教室に戻り、STを行う。

④ 下校時間

諸活動終了後15分以内に下校する。(最終下校は、P5を参照)

(2) 身だしなみを整える

① 頭髮について

(ア) 清潔感のある髪型とし、特殊な髪型にしない。

(イ) 眉毛をそったり、抜いたりしない。

(ウ) 整髪料は、使用しない。

(エ) パーマ、染毛、脱色などはしない。

(オ) 一部の髪を長くしたり、そり込みを入れたりしない。

(カ) えりもとより長くなったら後ろで髪を束ねる。

(キ) ヘアピンやゴムひもは、黒や紺、茶等派手でないものとする。

② 服装について

(上) 白を基本・基準とした襟付きのシャツ・無地のポロシャツ(ワンポイント・ポケット可)・
カッターシャツ・半袖セーラー服(白)・ブレザー・学生服・セーラー服(紺)

(下) 学生ボトムス・学生ズボン・学生スカート

※従来の夏服・冬服でないといけない時期はありません。気候に合わせて制服を着用してください。

<制服の下に着用するもの>

(1) 襟付き無地のカッターシャツ、開襟シャツ(長袖・半袖)

(2) 襟付き無地のポロシャツ(長袖・半袖)

(3) 体操服・ジャージ(学校指定)

- (ア) 登下校は制服を着用する。(5月1日～10月31日は暑さ対策の観点から体操服登下校を認める) また、部活動のために登校する場合は体操服、学校指定のジャージ、部活指定の服装でもよい。(休日や長期休業中も同じ。)
- (イ) 名札は正しい位置につける。台布は黒か紺で、安全ピンは飾りのないものとし、とめ方は横に2つ穴を通す。縫いつける場合は台布と同色の糸にする。
- (ウ) ボタンは、標準のものを使用し、常時とめる。(儀式ではえりのホックをとめる。)
- (エ) ズボンのベルトは必ず着用する。ベルトは、黒か紺か茶とし、華美ではないものとする。
- (オ) スカートの丈は、ひざがかくれる程度とする。
- (カ) セーラー服のリボンは、標準のものを使用し、短くしない。
- (キ) 上着の下や袖からシャツやトレーナーなどが出ないようにする。
- (ク) 制服等は、標準マークのついたものを着用する。

③ 靴について

- (ア) 運動に適したもので白を基本・標準とする。ポイントやラインなどがあるものでも可。
- (イ) 通学用の靴、上靴ともかかとを踏まない。
- (ウ) 下駄箱では、上靴は上の段に、下靴は下の段に入れる。

④ 靴下について

- (ア) ポイントやラインなどがあるものでも可。短ソックスも可。
- (イ) ルーズソックス、メッシュ、フリルつきなどファッション性のあるもの、ラインのあるものは禁止とする。

⑤ 防寒具について

- (ア) 学校が許可した期間で使用してもよい。
- (イ) 登下校時に着用し、教室で着脱する。
- (ウ) 防寒具はコート、ダウンジャケット、ウインドブレーカー、セーター、トレーナー、カーディガンなど気候に合わせて着用する。また、カーデガンやセーターを制服の下に着用することも可。
- (エ) 手袋、マフラー、ネックウォーマー、スヌードは、柄や形状が派手でないものとする。また、ストールの使用は禁止とし、自転車通学者は安全上、マフラーとスヌードの使用を禁止する。
- (オ) タイツ、レギンス、ストッキングは、黒、グレー、紺、ベージュを着用し、ラインやデザイン性のあるものは禁止とする。

⑥ かばんについて

- (ア) メインバッグ、サブバッグは学校指定のものを使用し、故意に変形させたり改造したりしない。また、落書きをしたり、ワッペン・シール・ステッカー等をはったりしない。識別のためのキーホルダーなどは1つとする。(ぬいぐるみや大きすぎるものは不可。)
- (イ) 原則としてメインバック登校とし、サブバックのみの登校は許可された日に限り可とする。
- (ウ) メインバッグは背負って登校する。(自転車通学者も含む。)

⑦ 所持品について

- (ア) 学習用具は、学級担任・教科担任の許可を得た場合に教室保管してもよい。
- (イ) 学習に必要なもの以外は持ってこない。
- (ウ) 不必要な金銭を持ってこない。
- (エ) 医薬品等の必要なものは学級担任に相談する。
- (オ) 学用品は実用的なものを使用する。
- (カ) 水筒の中身は、お茶、水またはスポーツ飲料とする。
- (キ) 制汗剤は無香料のものを使用してもよい。使用時は人目につかない場所で使用する。

2. 円滑な集団生活をおくるために

(1) 学校生活全般

- ① 欠席・遅刻をする場合は、必ず学校へ保護者に連絡をしてもらう。(Home&Schoolもしくは電話)
- ② 遅刻をした場合は、必ず職員室の学年の先生に申し出てから教室へ行く。
- ③ 登校したら下校するまで校外へ無断で出ない。
- ④ 学校の備品・器具を無断で使用しない。
- ⑤ 他学年・他学級への出入りはしない。
- ⑥ 体育館・武道場・理科室・家庭科室・音楽室・美術室・ICTルームなどの特別教室には、定められた時間以外に無断で入室しない。
- ⑦ トイレは、決められた場所を使用する。
(1年－1階、2年－2階、3年－3階 他学年のトイレは使用しない。)
- ⑧ 廊下・ピロティーでは遊ばない。運動場以外では遊ばない。
- ⑨ 10分放課は、トイレや連絡等の他は教室で次時の準備や予習を行う。
- ⑩ 教室移動は放課中に静かに行う。その際に教室の戸締り・消灯の確認をする。
- ⑪ 授業中にやむを得ず教室を出る場合は、教科担任に申し出て許可を得る。
- ⑫ 学用品、物品の貸し借りをしない。
- ⑬ 職員室へは、用事のある者のみ入室を認める。言葉遣い・態度・服装に気を付ける。

(カバンを持ち込まない。)

入室時は『失礼します。〇年〇組の〇〇です。(〇〇先生に用があって来ました。)』

退室時は『失礼しました。』と言ってから出入りする。)

諸活動停止期間は、職員室への入室を禁止とする。

(2) 部活動

- ① 服装、用具などは各部活動の顧問に従い、準備や管理をする。
- ② クラブハウスは、活動時以外は立ち入らない。
- ③ 活動中以外は、部室に学用品・体操服・制服は置かない。
- ④ その他、「1.基本的生活習慣を確立するために」に準ずる。

3. 安全な生活をおくるために

(1) 校内の安全

- ① 教室や廊下であばれたり走ったりしない。
- ② 自転車通学者は、校内や決められた区域では自転車を引いて歩く。
(正門を通過したら、校舎北側を歩いて自転車置き場へ行く。)

(2) 登下校時の安全

- ① 登下校は、必ず通学路を通り、交通規則・安全意識を高める。(右側1列歩行を心がける。)
- ② 登下校の途中で飲食(水分補給として水筒のお茶は可)をしたり、寄り道をしたりしない。
- ③ 自転車通学者は、自宅から自転車置き場までヘルメットを着用する。また、雨天時はレインコートを着用する。自転車は必ず鍵をかけておく。(複数ロックを推奨する。)

(3) その他

アルバイトは禁止する。